

◎日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に関する
交換公文

(略称) 中国との航空運送協定附属書改正取極

平成 十四年 四月二十三日 北京で
平成 十四年 四月二十三日 効力発生
平成 十四年 八月二十一日 告示

(外務省告示第三五七号)

目 次

ページ

中国側書簡	
1 附属書の1の改正	
2 附属書の2の改正	
日本国側書簡	

(日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に関する交換公文)

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百七十四年四月二十日に北京で署名され、千九百九十三年二月十七日に修正された中華人民共和国と日本国との間の航空運送協定（以下「協定」という。）の規定並びに両国の航空当局が二十一年一月十八日に三亜において署名した中華人民共和国及び日本国の航空当局間の討議の記録に従い、中華人民共和国政府に代わって、協定の千九百九十七年九月四日に改正された附属書を次のように改正することを提案する光榮を有します。

中国側書簡
1の改正

1 附属書の1（中華人民共和国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線）の路線を次のように改める。

中華人民共和国国内の地点	中華人民共和国が選択する十五地点
日本国内の地点	東京
	大阪
	仙台
	名古屋
	長崎
	福岡
	広島
	新潟
	岡山
	福島
	富山
	札幌
	沖縄

中国との航空運送協定附属書改定取極

(中方去文)

日本国駐中華人民共和国特命全权大使阿南惟茂閣下
閣下：

我謹提及，根据一九七四年四月二十日在北京签署并于一九九三年二月十七日修订的《中华人民共和国和日本国航空运输协定》（以下简称“协定”）的规定和两国航空当局于一九八一年一月十八日在三亜签署的《中华人民共和国和日本国航空当局会谈纪要》，我谨代表中华人民共和国政府建议，对已于一九九七年九月四日修改的该协定附件再作如下修改：

一、附件之一的航线（中华人民共和国政府指定的空运企业经营协议航班的往返航线）修改如下：

中华人民共和国境内的地点	日本国境内的地点	以远点
中华人民共和国自选的十五个地点	东京	一个作非运输业务性经营的地点—
	大阪	温哥华—
	仙台	多伦多或加拿大境内的另一点—
	名古屋	旧金山—
	长崎	芝加哥或纽约（注）—
	福岡	包括墨西哥在内的中、南美洲的三个地点
	広島	
	新潟	
	岡山	
	福島	
	富山	
	札幌	
	沖縄	

中国との航空運送協定附属書改定取極

以遠の地点

中華人民共和国が選択する日本国内の他の二地点
運輸以外の目的での着陸のための一地点—
ヴァンクーヴァー—
トロント又はカナダ内の他の一地点のうちの二地点—
サン・フランシスコ—
シカゴ又はニュー・ヨークのうちの二地点①—
中南米（メキシコを含む）内の三地点

2 附属書の改正

② 中華人民共和国から東に向かって運航される飛行でシカゴ又はニュー・ヨークのうちの二地点に定期の着陸を行うもの及び中華人民共和国に向かって西へ運航される飛行でシカゴ又はニュー・ヨークのうちの二地点から定期の離陸を行うものは、サン・フランシスコに定期の着陸を行わなければならない。
2 附属書の2（日本国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線）の路線を次のように改める。

日本国内の地点	日本国が選択する十五地点
中華人民共和国内の地点	北京
	上海
	大連
	西安
	広州
	青島
	杭州
	天津
	瀋陽
	武漢
	重慶
	昆明
	廈門
	日本国が選択する中華人民共和国内の他の二地点

中華人民共和国
選択の日本国境
内の另两个地点

（注）从中華人民共和国东行至芝加哥或纽约的定期航班以及从芝加哥或纽约西行至中華人民共和国的定期航班必須在旧金山经停。

二、附件之二的航线（日本国政府指定的空运企业经营协议航班的往返航线）修改如下：

日本国境内的地点	中華人民共和国境内的地点	以遠点
日本国自選的十五个地点	北京	新加坡—
	上海	新德里或孟买或
	大連	卡拉奇—
	西安	德里或貝魯特或
	廣州	开罗或伊斯坦布尔—
	青島	雅典或歐洲的另一点—
	杭州	罗马或歐洲的另一点—
	天津	巴黎—
	沈陽	伦敦
	武漢	
	重慶	
	昆明	
	厦門	
	日本国选择的中華人民共和国境内的另两个地点	

以遠の地点

シンガポール
ニュー・デリー、ボンベイ又はカラチのうちの一点
テヘラン、バイルート、カイロ又はイスタンブールのうちの一点
アテネ又はヨーロッパ内の他の一点のうちの一点
ローマ又はヨーロッパ内の他の一点のうちの一点
パリ
ロンドン

本官は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡がこの問題に関する両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日を効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二年四月二十三日に北京で

中華人民共和国
外交部副部長 王毅

中華人民共和国駐在
日本国特命全權大使 阿南惟茂閣下

中国との航空運送協定附属書改定取極

如果日本国政府接受上述建议, 我谨提议, 本函及閣下の复函即成为两国政府在此问题上达成的谅解并自閣下复函之日起生效。

顺致崇高的敬意。

中华人民共和国外交部副部长
王 毅

二〇〇二年四月二十三日于北京

日本側書簡

中国との航空運送協定附属書改定取極

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(中国側書簡)

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであることを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日付けで効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二年四月二十三日到北京で

中華人民共和国駐在

日本国特命全權大使 阿南惟茂

中華人民共和国

外交部副部長 王毅閣下

(参考)

この取極は、昭和四十九年に発効した中国との航空運送協定（昭和四十九年二国間条約集及び条約集第二三三四号参照）の附属書を改正するものである。

中国との航空運送協定附属書改正取極